

岩手県告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
社会福祉法人日本 保育協会	東京都千代田区麴町一丁目 6番地2	1 保育士登録申請手数料の収 納 2 保育士登録証書換え交付手 数料の収納 3 保育士登録証再交付手数料 の収納	令和8年3月25日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで